

平成18年 6月27日

株 主 各 位

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地  
**株式会社デンソー**  
取締役社長 深谷 紘一

## 第83回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第83回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項
- (1) 第83期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書並びに貸借対照表および損益計算書報告の件
  - (2) 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

### 第1号議案 第83期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、株主配当金は1株につき20円と決定いたしました。

これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき38円となります。

また、当期の役員賞与は、期末時の取締役13名に対し取締役賞与

金276,000,000円、監査役5名に対し監査役賞与金29,600,000円となります。

## 第2号議案 自己株式取得の件

本件は、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結のときまでに、当社普通株式750万株、取得価額の総額375億円を限度として取得することにつき、原案どおり承認可決されました。

## 第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は、次表に記載の通りであります。

### 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(営業の目的) 第2条 (省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店所在地) 第3条 (省略)	(本店所在地) 第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。</u>

変 更 前	変 更 後
<p align="center">第 2 章 株 式</p>	<p align="center">第 2 章 株 式</p>
<p><u>(発行株式の総数、1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</u></p>	<p><u>(発行可能株式総数および株券の発行)</u></p>
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は15億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は15億株とする。</p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p align="center"><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p><u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u></p>	<p align="center">(以下、第7条へ移動)</p>
<p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p>
<p align="center">(第5条から移動)</p>	<p>第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。<u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p>
	<p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>3. <u>次条に定める単元未満株式の買増請求をする権利</u></li> </ol>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第7条</b> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)  <b>第8条</b> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  <b>第9条</b> 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)  <b>第10条</b> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集)  <b>第11条</b> (省略)</p> <p style="text-align: center;">(第10条から移動)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第10条</b> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)  <b>第11条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  <b>第12条</b> 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(第14条へ移動)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集)  <b>第13条</b> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)  <b>第14条</b> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(総会の議長) 第12条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主が議決権の行使を委任する代理人は、<u>当会社の議決権を有する株主に限るものとする。</u> 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定がある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数により決する。 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上により決する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第15条 (省略)</p> <p>(選任) 第16条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u>  取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>  取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>(総会の議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> <u>取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任者とともに終了する。</u></p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(報酬) 第18条 取締役の報酬は、株主総会でこれを決する。</p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の招集および取締役会規則) 第19条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集および取締役会規則) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(代表取締役) 第20条 (省略)</p>	<p>(代表取締役) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(相談役) 第21条 (省略)</p>	<p>(相談役) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第22条 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="191 138 471 160">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="116 178 260 227">(定員) 第23条 (省略)</p> <p data-bbox="116 256 546 408">(選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p data-bbox="116 464 546 639">(任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。  補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期とともに終了する。</p> <p data-bbox="116 721 546 795">(報酬) 第26条 監査役の報酬は、株主総会でこれを決する。</p> <p data-bbox="116 822 454 871">(監査役会の招集および監査役会規則) 第27条 (省略)</p> <p data-bbox="116 897 546 972">(常勤監査役) 第28条 監査役の互選により、常勤監査役を置く。</p> <p data-bbox="116 998 546 1150">(監査役の責任免除) 第29条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="292 1176 370 1199">(新 設)</p>	<p data-bbox="644 138 924 160">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="567 178 768 227">(定員) 第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="567 256 1001 431">(選任) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="567 464 1001 691">(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p data-bbox="567 721 1001 795">(報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="567 822 910 871">(監査役会の招集および監査役会規則) 第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="567 897 1001 972">(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="567 998 1001 1332">(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

変 更 前	変 更 後
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(営業年度) 第30条 当社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31日までを営業年度とする。	(事業年度) 第35条 当社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31日までを事業年度とする。
(株主配当金) 第31条 株主配当金は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。  (第32条から移動)   (新 設)	(剰余金の配当等) 第36条 当社は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をする。 <u>当社は、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、前二項のほか、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>  (第36条へ移動)
(中間配当) 第32条 当社は、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、 <u>商法第 293 条の 5 の規定による金銭の分配 (以下中間配当という) をすることができる。</u>	
(配当金等の除斥期間および利息) 第33条 株主配当金および中間配当金は、 <u>支払確定の日より満 3 年を経過して受領なきときは、会社はその支払義務を免れるものとする。</u> 株主配当金および中間配当金には、利息を付さない。	(配当金等の除斥期間および利息) 第37条 配当財産が金銭である場合は、 <u>その支払確定の日より満 3 年を経過して受領なきときは、会社はその支払義務を免れるものとする。</u> 未払いの剰余金の配当には、利息を付さない。



#### 第 4 号議案 取締役全員任期満了につき13名選任の件

本件は、原案どおり取締役に岡部 弘、齋藤明彦、深谷紘一、犬飼卓生、松本和男、岩月伸郎、小川王幸、福崎倫生、阿野正敏、豊田章一郎の10氏が再選され、重任し、新たに加藤光治、花井嶺郎、徳田 寛の3氏が選任され、就任いたしました。

#### 第 5 号議案 当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等对新株予約権を無償で発行する件

本件は、原案どおり会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認可決されました。また、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も合わせて承認可決されました。

#### 第 6 号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役大森徳郎、三宅信弘、原田 晋の3氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で、慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額・贈呈の時期・方法等は、取締役会に一任することが承認可決されました。

以 上

本總會終了後開催の取締役会におきまして、役付取締役として取締役会長に岡部弘、取締役副会長に齋藤明彦、取締役社長に深谷紘一、取締役副社長に犬飼卓生、松本和男、岩月伸郎、小川王幸、専務取締役に福崎倫生、阿野正敏、加藤光治、花井嶺郎、徳田 寛の諸氏がそれぞれ選任され、就任いたしました。

なお、代表取締役として岡部 弘、齋藤明彦、深谷紘一、犬飼卓生、松本和男、岩月伸郎、小川王幸の諸氏がそれぞれ選任され、就任いたしました。

また、常務役員として27名が選任され就任いたしました。

この結果、当社役員の新陣容は下記のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

#### 記

取締役会長	岡 部	弘
取締役副会長	齋 藤	明彦
取締役社長	深 谷	紘 一
取締役副社長	犬 飼	卓 生
取締役副社長	松 本	和 男
取締役副社長	岩 月	伸 郎
取締役副社長	小 川	王 幸
専務取締役	福 崎	倫 生
専務取締役	阿 野	正 敏
専務取締役	加 藤	光 治
専務取締役	花 井	嶺 郎
専務取締役	徳 田	寛
取締 役	豊 田	章一郎
常勤監査役	堀 内	伸 晃
常勤監査役	渡 辺	敏 男
監 査 役	張	富士夫
監 査 役	岸 田	民 樹
監 査 役	齋 藤	勉

[ 常務役員 ]

常務	役員	加藤	藤屋	宣健	明二
常務	役員	大小	屋林	健耕	二士
常務	役員	小松	下田	光	生
常務	役員	太田	田中		実
常務	役員	土屋	中屋	和	雄
常務	役員	杉		総	二郎
常務	役員	白	崎		光
常務	役員	西	村	慎	二
常務	役員	根	井	繁	広
常務	役員	高	尾	也	志
常務	役員	柵	木	光	則
常務	役員	宮	木	充	彦
常務	役員	鹿	村	正	彦
常務	役員	丸	山	秋	男
常務	役員	Manfredo	Nicolelli	晴	也
常務	役員	槇	野	孝	和
常務	役員	熊	野	幹	夫
常務	役員	田	島	明	雄
常務	役員	山	中	康	司
常務	役員	北	澤		栄
常務	役員	浅	野	佳	孝
常務	役員	安	達	美	智
常務	役員	近	藤	哲	雄
常務	役員	鎌	居	健	生
常務	役員	若	林	一	郎
				宏	之

以 上

## 株主配当金のお支払いについて

第83期株主配当金（1株につき20円）は6月28日（水）から下記のとおりお支払い申し上げます。

### 配当金のお受取り方法

- （1）銀行振込ご指定の方は、同封の「第83期株主配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」のとおり、ご指定の口座にお振込みいたしますので、ご確認ください。
- （2）銀行振込を指定されていない方は、平成18年6月28日から平成18年7月31日までの間に、同封の「第83期株主配当金郵便振替支払通知書」により最寄りの郵便局でお受取りください。